

令和6年度第1回
小金井市介護保険運営協議会
(地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)
会議録

と き 令和6年7月26日(金)

ところ 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

令和6年度第1回小金井市介護保険運営協議会
(地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)

日 時 令和6年7月26日(金)

場 所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

出席者 <委員>

酒 井 利 高	鈴 木 治 実
佐 野 二 朗	榎 本 光 宏
柏 瀬 容 子	加 藤 弘 子
安 岡 圭 子	

<保険者>

松 井 介 護 福 祉 課 長
西 澤 介 護 保 険 係 長
猿 渡 介 護 保 険 係 主 任

欠席者 <委員>

長谷川 富士枝

傍聴者 0名

議 題 (1) 総合事業に係る事業所の指定について(報告)
(2) 市外地域密着型サービス事業所の指定について(報告)
(3) 市内地域密着型サービス事業所の指定について(報告・協議)

開 会 午前10時00分

(介護保険係長) では時間になりましたので、始めさせていただければと思います。

まず、開会に当たりまして、事務局より2点事務連絡をさせていただきます。1点目は、欠席委員についてでございます。長谷川委員より欠席の御連絡をいただいておりますので報告いたします。2点目は会議録の作成についてです。事務局によるICレコーダーの録音方式になっておりますので、御発言の際は御自身のお名前を先におっしゃってから御発言をお願いいたします。

事務連絡は以上となります。

それでは、酒井委員長、よろしく願いいたします。

(酒井委員長) どうも皆様おはようございます。珍しく午前中の開催ということで、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより小金井市介護保険運営協議会(令和6年度第1回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会)を開催いたします。

初めに、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

本日の資料は、次第に記載しましたとおり、事前に郵送させていただきました資料1-1から資料3までの4点となっております。

お手元に不足がございましたら事務局までお申し出ください。資料の確認は以上となります。

では、続いてお願いいたします。

(酒井委員長) 特に資料の不都合とか不備はありませんか。

それでは、審議に入っていきたいと思います。

まず議題1ですが、総合事業に係る事業所の指定ということで……。

(介護保険係長) 酒井委員長、申し訳ありません。その前に、会議録の確定というところをよろしく願います。

(酒井委員長) 会議録、はい。会議録の確定だよね。

(介護保険係長) はい。事前にメール等で皆様には御案内させていただいたところですので、よろしく願いいたします。

(酒井委員長) 分かりました。

前、それだけ単体で送ってきて、特に連絡がなければこれでいいですね。

(介護保険係長) そうですね。

(酒井委員長) ちょっとどんな流れだかあんまりよく覚えてない。

(介護保険係長) 委員長からはメールで、特に修正はないと。

(酒井委員長) 来ているんですね。すいません。

じゃ、皆様のほうも特に問題はないということで確定をしたいと思います。お願いいたします。

(介護保険係長) ありがとうございます。

(酒井委員長) それでは、次の議題に入っていきたいと思います。

まずは議題の1ということで、総合事業に係る事業所の指定ということでお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

それでは、総合事業に係る指定事業所の指定について御報告いたします。資料1-1、資料1-2を御覧ください。資料1-1は、総合事業の訪問型サービス、資料1-2は、通所型サービスを実施する事業所の一覧になっております。本市の総合事業は、要支援1または2の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストの実施によってサービスが必要と認められた事業対象者が利用できるものとなっております。

この中でも、訪問介護及び通所介護について、それぞれ、現行相当サービスと市基準サービスに分かれておりますが、このうち、現行相当サービスは、以前の制度の介護予防の訪問介護や、通所介護と同水準のサービス内容となっており、一方で、市基準サービスというのは現行相当サービスよりも緩和した市独自基準のサービス内容となっております。

総合事業の指定につきましては市が指定を行っておりまして、令和6年7月1日現在の最新の指定状況が、資料1-1及び資料1-2となっております。

資料1-1の訪問介護の事業所のうち、市内事業所の数は、市基準サービスが16か所、現行相当サービスが17か所となっております。

また、資料1-2の通所介護の事業所のうち、市内事業所の数は、市基準サービスが20か所、現行相当サービスが21か所となっており、前回報告しました令和6年2月1日時点の状況から大きく増減はございません。以上

が内容の報告とさせていただきます。

以上となります。

(酒井委員長) 分かりました。

前回から比べて、そんなに大きく変わってないということでございますが、皆さんのほうから何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

(柏瀬委員) 柏瀬です。

ニュースでは、介護保険事業者が随分倒産しているということなんですけれども。

(酒井委員長) 今朝の朝日新聞にもでかく載ってましたね。

(柏瀬委員) はい。小金井では、あまりそういう状況がないと思っていいんでしょうか。でも、3か月前に廃業届が出るはずなので、これからということがあるんじゃないのかなと思うんですけれども。

(酒井委員長) 事務局。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。

御指摘いただいたとおり、全国的には介護事業、継続は難しいと御判断されたところが多いと聞いております。市内の状況なんですけれども、直近ですと、訪問介護事業所が1か所、デイサービスが3か所ほど閉鎖いたしております。これは併設している事業所があつて、そっちのほうに力を入れていくというような形などでの閉鎖となっていたりします。

今回御紹介させていただくんですけれども、新たにできるデイサービスもあつたりしますので、そこまで減ってはいないような状況です。

(酒井委員長) 今日介護保険事業者の方いらっしゃるけど、どうですかね。そちらとか訪問介護は。

(鈴木委員) そうですね。

(酒井委員長) 今回報酬改定もありましたからね。

(鈴木委員) WAMNETという統計では、通所介護のほうで、2022年度に約半数の事業所が赤字経営という結果が出ていますので、我々の事業所、法人の事業所もそうですが、御利用者様を安定的に利用率を確保するというのは非常に難しい状況があります。

また、コロナ禍、5類にはなりましたけれども、実際、ちまたでかなりま

ん延していますので、そういった状況も踏まえると、今後どうやって好転させていくのかというのは事業所として非常に大きな課題ですし、また、介護人材不足といったところも相まっているので、より大きな問題だと捉えてはいるんですね。

(酒井委員長) ほかにはどうですかね。

(榎本委員) 榎本です。

今、鈴木さんがおっしゃられたように、やはりかなり厳しいは厳しい状況ですかね。特に訪問介護は今回、本体のほうのマイナス改定というふうな形があったので、多分どこもきついんだろうなと思っています。

国の方針なので、その中でやらなきゃいけないというのはあるんですけども、3年ごとに介護保険ってお金が決まるので物価の上昇に追いついてないねというのは、多分我々の業界の中ではすごく言われていることなので、業界団体のほうでも、東京都とか厚労省のほうに大分いろんなことを申し上げるわけなんですけれども、その辺どこまで実現するかなというところなのかなと思っています。

取りあえず、つきみの園は昨年度はマイナスでした。昨年度もですね。

(佐野委員) でも、やっぱり在宅で暮らしてる方の施設志向は強いので、以前に比べて、訪問介護など、やっぱり身体介護があって生活援助が中心になってきてはいるんですけど、生活援助だと単価が低いので、そうすると件数とならなきゃいけないんですけど、こんな気候もあるので、なかなかそこまでして、事務所に戻らずずっと外にいるというのもなかなか難しいので、やっぱり事務所に休憩とか戻ってきてもらっていると、件数もこなせないのも、やっぱり経営的にはかなりきつくなってきているし、こういう勤務状況を踏まえると、成り手の確保というのは難しい感じにはなっているかと思えます。

(酒井委員長) こういう状況ですと、例えば、今日のテーマに即せば、市基準と違って単価が低いわけじゃないですか。でも、事業者さんとしてはしょうがないかなという感じでやっていらっしゃるのか、大手は結構やってないところもありますからね。

(鈴木委員) 鈴木です。

事務所もいろいろ考え方はあるかと思うんですが、我々法人は、確かに市

基準のサービス単価は低いんですけども、いずれ市基準の方の介護度が上がっていくということも想定していくと、今のうちから関係性づくりというようなものをしていく中で、ちょっと適切な発言かどうか分かりませんが、ちょっとそういった考え方もあって、我々単独型で通所の市基準をやらせていただいているんですが、事業運営をしているという部分があります。

(酒井委員長) なるほど。分かりました。

(榎本委員) 委員長、よろしいですか。

(酒井委員長) どうぞ。

(榎本委員) 榎本です。

先ほどのお話あった中で、訪問介護って2種類あって、サ高住とかが横について入ります、基本的に施設というか、高齢者住宅併設訪問介護事業所みたいなものが当然市内にもあるんだと思うんですけども、あんまり我々、そういったところのお付き合いはないわけなんですけれども、そういうところは、さっき佐野委員がおっしゃられたように、いろんなところを回って、お宅に伺ってというんじゃないで、その建物の中にいる方に、その住宅に訪問介護するみたいな形なので、そこが多分今回あんまりもうかってんじゃないのみたいな形で、それで訪問介護全体が下がったみたいなところがあって、別にそのやり方が悪いわけじゃなくて、そういうやり方をうまくやっていたらいいところがあるんですけども、事業所としては2種類あるけど、今回は1本引いたというところがあって、そこはとても難しいなというところですかね。

(酒井委員長) サ高住だと移動とかもあれですよ、無駄がないというか。

(榎本委員) そうです、そうです。

(酒井委員長) そうなのから非常に密度の濃い、職員にとってはね。

(榎本委員) 働くのは、そっちのほうが絶対いいと思います。

(酒井委員長) 働くほうは、移動しなくてもいろんな介護を複数の人ができるということ。

結構サ高住、小金井にもありますよね。毎年増えているだろうと思いますけどね。

(介護保険係主任) おっしゃるとおり、二、三か所ございます。つい、この5月にも1つ、東小金井駅前にオープンしたところです。こちらは訪問介護

は併設しておりませんが、定期巡回型サービスといって24時間対応の訪問介護及び訪問看護、こちらが入っている状況でございます。

(酒井委員長) 分かりました。

(柏瀬委員) あともう一ついいですか、質問です。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(柏瀬委員) 柏瀬です。

この資料を見ますと、あんず苑さんは通所型の指定でいらっしゃると思うんですけど、通所型のほうにあんず苑さんは含まれていないのですが、これは訪問型のほうに載った事業者は載せないのですか。こちらもやっているなら、合わせて載せたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。

御指摘ありがとうございます。あんず苑さんが実施していただいているのは通所リハビリテーションといいまして、通所介護とは別の事業になってございます。内容としては、リハビリ中心のデイサービスという捉え方で大丈夫なんですけれども、一応法律上は違う部類になるという形です。

(柏瀬委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) どうぞ。

(佐野委員) 佐野ですけれども、国分寺市の27番の訪問介護ことりさんなんですけれども、去年の秋に経営統合されて名称が変わっているんじゃないかなと思うんですが。

(酒井委員長) 27番、国分寺。

(介護保険係主任) 介護保険係主任です。

御指摘ありがとうございます。ちょっと名称を確認させていただきます。ありがとうございます。

(酒井委員長) 国分寺市の27番ね。訪問介護ことりさん。もしかしたら名称が変わっているかもしれないと。分かりました。それはまた確認。

榎本さん。

(榎本委員) すいません、榎本です。

訪問型サービスのほうで、これはここで何うことなのかどうか分からないんですけども、去年の途中から、16番のかぐや生活サポートさんという、多分昨年度途中から、前回のこの場でも話があって、市基準だけの訪問介護

ということで、とても攻めたやり方をされるんだなということで、圏域が違うんで全然分からないんですけども、何というんですか、元気にやってらっしゃるんですかね。

(酒井委員長) 現状が今どうなのかですかね。

(榎本委員) 市基準のみってなかなか経営がきついんじゃないかなと他人事ながら思っちゃうんですけども。

(介護保険係主任) ありがとうございます。介護保険係主任です。

おっしゃるとおり、最初は小規模からスタートしたいという御意向がありまして、職員さんも少ないところから、まずは市基準から。慣れてきましたら現行相当、果ては要介護の方までという形の方針を持っていらっしゃる事業者ということです。

(榎本委員) 失礼いたしました。ありがとうございます。

(酒井委員長) じゃあ、今はそれを拡大していく途中にあるだろうということですね。拡充か。

ほかにはよろしいですかね。それでは、第1号議案に関してはよろしいですかね。

(「はい」という声あり)

(酒井委員長) ありがとうございます。

それでは、2番目の議題としまして、市外地域密着型サービス事業所指定ということで報告として受けたいと思います。既にほかの当該自治体では承認をされているというやつですけども、御報告をお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

それでは、市街地域密着型サービス事業所の指定について御報告をいたします。

資料2を御覧ください。

地域密着型サービスにつきましては、小金井市民が他市の事業所を利用する場合、小金井市の指定が必要となります。また、介護保険法の規定によりまして、地域密着型サービスの指定有効期間は6年となっております。

まず、指定更新を行った事業所について御報告をいたします。地域密着型通所介護が1事業所、認知症対応型通所介護が1事業所、夜間対応型訪問介護が1事業所となっております。資料はその後の1ページ目から6ページ目

までとなっております。

指定更新に当たりましては、いずれも申請書類の書面審査を行いました、人員基準等の問題はなく、運営状況についても大きな事故や目立った苦情等の報告は受けていないことを確認しております。

続きまして、新規指定を行った事業所について御報告いたします。地域密着型の通所介護が2事業所となります。資料は7ページ目から10ページ目となります。

市外の地域密着型サービスを新たに指定する際には、原則としまして事業所が所在する市区町村の事前同意が必要となっておりますが、小金井市の隣接する市とは、この事前同意を不要とする旨の協定を締結しているため、今回新規指定を行った2事業所については事前同意を承諾しておるところです。

なお、指定に当たりまして、申請書類の書面審査を行いました、こちらも人員基準等の問題はなく、運営状況についても大きな事故や目立った苦情等の報告は受けていないことを確認しております。

以上となります。

(酒井委員長) ありがとうございます。

それでは、2番をやっていききたいなと思います。もう一括して質疑したいと思いますので、皆様のほうからどうでしょうか、御質問、御意見等はございますでしょうか。全てが隣接していると思うんですけども、よろしいですか。

(加藤委員) すいません、質問よろしいですか。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(加藤委員) 加藤と申します。

市のほうの方が審査をされるときに、苦情とかいろいろありませんとおっしゃいましたが、それはホームページか何かで見られるんですか？

(介護保険係主任) 御質問ありがとうございます。介護保険係の主任です。

それぞれ自治体のほうに聞き取りしておりまして、例えば1番目のおとなりさん。けやき公園というところだと国分寺市が指定しますので、そうしますと国分寺の担当者に私どもが聞いて、苦情などございましたかというようなヒアリングを行わせていただいております。

(酒井委員長) 一応行政側の担当者に確認をしてということですね。

ほかにはよろしいですかね。緑寿園さんなんかは、私の自宅近くにあるんですけど、すごいでかい施設。特養を持ってますからね。今ちょうど建て替えか何かあれていますけど、大規模でやっています。武蔵野市も深く関与したりしていると思いますね。

それでは、よろしいですかね。新規指定のほうでもいいですよ。

(介護保険係主任) はい。

(酒井委員長) 私のほうから1点質問で、ビーナスプラス小平ってあるじゃないですか。これはホームページとか見ると、大阪でどれくらい数の事業所を持ってらるんですね。80か所。関東で13事業所目だっているんですけども、これは全国展開とか何か考えていらっしゃる法人さんなんですかね。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。

私もホームページを拝見して数えたんですけども、デイサービスだけで100近く営業されているというところで、関東のほうはまだ、おっしゃるとおり、実質は十数店舗というところで、そちらのほうは拡大されているのかなと、すいません、これはあくまでも想像です。そういったところになります。

基本的に、入浴あり、リハビリありの店舗を基本としているというところで、サービスについては一定程度充実しているのかなと思っています。

(酒井委員長) これだけでかといろんなノウハウを持って展開されるんでしょうけど、でもこういうところがいっぱい来ると困っちゃいますよね、地場産の事業所はね。

(榎本委員) ビーナスプラスは、市内、もともとありますもんね。

(介護保険係主任) ありますね。

(酒井委員長) そうなんですか。

ほかにはよろしいでしょうか。これも一応報告ということですので、承認をしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

(「はい」という声あり)

(酒井委員長) それでは、第3の議案をやりたいと思います。

事務局のほうから。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

それでは、市内地域密着型サービス事業所の指定について御説明いたしま

す。資料3を御覧ください。

まず、指定更新を行った事業所について御報告いたします。

1つ目の事業所は、おとなりさん。ひこばえで、ページは1ページ、2ページになっております。サービス種別は、地域密着型通所介護で、利用定員は18人となっております。指定更新に当たりまして、事業所の指導検査を実施しましたが、軽微な指摘事項があったため改善報告書を提出していただきました。その結果、今後適正な運営が継続できると判断し、指定更新の手続を行いました。

2つ目の事業は、泰山木デイホームで、ページは3ページ、4ページになっております。サービス種別は、地域密着型通所介護で、利用定員は7人となっております。指定更新に当たりまして、こちらも指導検査を実施しましたが、軽微な指摘事項がありましたので、改善報告書を提出していただきました。その結果、今後適正な運営が継続できると判断し、指定更新の手続を行ったところでございます。

続きまして、新規指定を行う事業所についてですが、こちらについては、協議事項となっておりますので、新規指定の御承認をいただきたく、御審議のほどお願いいたします。

対象は、地域密着型通所介護が1事業所となっております。施設名は、デイサービスセンターようようで、ページは5ページから12ページになっております。サービス種別は、地域密着型通所介護で、開設予定日は、令和6年8月1日、所在地は小金井市中町1-4-5となっており、予定利用定員は13名となっております。事業所の運営主体は、株式会社伊藤総合福祉で、現在、神奈川県横浜市で地域密着型通所介護を運営されております。

運営状況につきまして、所在自治体の横浜市の担当者に確認したところ、特段問題はなく、目立った苦情も受けていないとのことでした。今回の指定に対しまして、指定申請書類の審査及び現地確認を行いました。現時点で運営基準上の問題は特段ないことを確認しております。

以上となります。

(酒井委員長) ありがとうございます。

それでは、まず指定の更新のほうから、おとなりさん。ひこばえと、泰山木デイホーム、この2つをやりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

皆さんのほうから何か。よろしいですか、特に御質問はないですかね。

じゃ、この2事業所については承認をしていくというふうにしたいと思います。

では、次に新規指定、デイサービスセンターようようについて、やりたいと思います。いかがでしょうかね、皆さんのほうから。

では、私のほうから。横浜で1か所やられていて、ホームページとかを見ると、人を一生懸命集めようとかそういう感覚のあれがないですよ。宣伝感覚がないなと思いながら、何をやっているかよく分からないというイメージ。あと、やっぱり横浜で、ようようじゃなくて。みんなですよ。それで、こっちでようようで、何か小金井市に来るとするのは、ただ偶然なのか、そうじゃない何かがあるんですかね。

事務局、どうぞ。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。

事業所さんのスタッフの使っている店舗が小金井市にあったというところで、場所ありきで来ていただいたというところですね。

(酒井委員長) なるほど。8月1日オープンだけど、特にホームページには具体的に書いてないですよ。

(介護保険係主任) おっしゃるとおり、ホームページにはまだ記載がないんです。これから包括支援センターですとか、ケアマネさんに営業をかけていくと聞いております。

(酒井委員長) なるほど。

(榎本委員) 榎本です。

東エリアですよ、中町って。

(介護保険係主任) そうですね。

(榎本委員) 今、ちょっと地図を改めて見ているんですけども、野川のすぐ北の住宅街。最初は小ぢんまりやられる感じなんですかね。

(酒井委員長) これだけ単体でやられるということなんです。

(介護保険係主任) はい、そうです。

ごめんなさい、正確には総合事業、要支援の方も一緒にやるというところですね。

(酒井委員長) だから、ほかの系列の事業をやるとかじゃないわけですね。

ほかに皆様からいかがでしょうか。あと、例えば、地域密着型だと、地域の連携会議とかもやらなきゃいけないですよ。そうすると、なかなか横浜から来られて大変でしょうね、それを整備していくの。

いかがなですか。どうぞ。

(介護保険係主任)おっしゃるとおりですね。確かに基準では6か月に1回、年に2回運営推進会議をやるんですけども、基本的にスタッフは事業所の近くで集めているというのと、代表者の方が横浜から来る形となります。

(酒井委員長) うまく地域と連携を取れてやっていければいいんですけど。

じゃあ、ほかの皆様からも特に御質問はないですね。

(「はい」という声あり)

(酒井委員長) それでは、新規の指定を承認していきたいと思います。ありがとうございます。

これで今日のはひとまず終わったんですが、事務局から何かありますか。

(介護保険係長) 次回の専門委員会の日程のところをお伝えできればと思いますが、今回は令和7年3月頃を予定しております。これとはまた別で、全体会は9月頃を予定しております。近日、皆様にも改めて通知のほうを御発送したいと思っております。

(酒井委員長) 次に顔を合わせるのは9月頃ということですね。ちょうど残暑の頃になりますから、またね。

ほかにはよろしいですか。課長さん。

(介護福祉課長) この運協の委員では、一旦は最終回というふうになりますけれども、引き続きお世話になる方も多いため、どうぞよろしくお願いいたします。

(酒井委員長) よろしくお願いいたします。

じゃ、本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

(安岡委員) すいません、終わりのところ大変恐縮です。安岡です。平素より大変お世話になっております。すいません、私、ちょっと保健の立場なので、いろいろと勉強させていただいております。ありがとうございます。

1点ちょっともし情報をいただければ幸いです。すみません、恐縮です。今年度といたしますか、介護報酬の改定のときに、国のほうからの新規事業ということで、高齢者施設様の感染症対応の向上といったところで、医療機関

との連携で、例えば病院さんの研修ですとか訓練ですとか御参加されたとき、あとはまた、発生時の相談ですとかそういった枠組みを持たれますと、月10単位ですか、そういったことが示されているのですが、何かそちらに関する情報ですとか、このように何か取り組んでいますみたいなことがもし情報としてお持ちでしたら教えていただければと思います。申し訳ございません。特になければないで結構でございます。

お願いいたします。

(酒井委員長) 事業所さんから、どうですか、対応状況。

(榎本委員) 榎本です。

私どもの施設は、小金井中町のつきみの園なんですけれども、併設の病院とかがあるわけじゃないので、今のところはまだ動けてないですね。まだそういうお話、市内の医療機関さんとのそういう意味での連携みたいなものというのも、小金井市ではこれからののかなというふうな感覚を持って、別の場でも、介護保険係職員さんとはよくお話をさせていただくわけなんですけれども、やっぱりなかなか、ちょうどいい規模の病院さんとか、市内になかなか、すごい大きなところは近隣他市にあったりというふうな形だったり、市内だとちょっとまだそこまで、病院のNSさんなんかとお話しさせていただきながら、ちょっとでもその辺こうしていけたらいいのかなというのは、個人的にはというか、施設の中では思っていますけれども、まだ具体的などころまでは行けてないのかなと思います。近隣他市の施設長さんたちとまだ十分お話しできていないんですけれども、その辺りまた情報を得られたらいいなと思いますし、保健所さんなんかともお話ができればありがたいなと思っています。

(安岡委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) 老健施設とかの場合はどうなんですか。

(佐野委員) 佐野です。

うちの場合は、母体が武蔵境病院という病院なので、その辺りで、あとはその以外の、感染症のBCPとかも含めて、今年度から始まっていることなので、どうやっていくかというのを法人内で模索している最中というのが現状です。

(酒井委員長) ただ、もうベースはあるということだよな。

(佐野委員) そうですね。

(酒井委員長) そういうことですよ。

鈴木さんのほうはいかがですか。

(鈴木委員) 鈴木です。

我々法人は病院と併設しているので比較的連携がしやすいんですが、この加算に関しては解釈が非常に分かりにくい部分があって、本当に取れるのか取れないのかすごく判断に迷う部分があって、いろいろな解釈通知待ちみたいな部分もあったりしているのは事実です。ただ、今回、コロナのクラスターが発生してしまったんですね。そういったところでも、連携という意味で、病院のほうの感染症、看護師、ナースの派遣をしていただいて対策を立てたり、一緒に対応していただいたり、あと、必ず月に一度病院のほうとの連携会議といったところでお互いの状況の交換をしたり、連携の仕方を模索しているという事実は今時点ではありますが、それが加算に直結できるものなのかどうかというのは今後また検討が必要かなといったところです。

(安岡委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) よろしいですか。

(安岡委員) 貴重な情報ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

(酒井委員長) たしか研修とかも、病院側、医療機関と一緒に受けるとか、いろいろあるんですよ。

(榎本委員) 大分突っ込んだ内容に今回なると思うんですけど、鈴木さんが今言われたように、示されているんですけど、すごく難しい言葉でがーっと示されるので、多分介護保険事業所側からすると、よく見ないと何をどこまでするべきかみたいなのがあまり明確じゃないのかなというのと、あとそれでよーいドンで加算を取りました、実は違いが出ましたからお金を返してくださいみたいなことになるのが嫌なので、介護施設はどちらかというと加算に腰が引けている部分がある。老健さんなんかは逆にがんがん取るというスタンスなんだろうなと思うので。

(酒井委員長) ああ、そこは福祉系と保健系と。

(榎本委員) そう。医療系と福祉系の違いだと思います。

(佐野委員) もともとドクターがいるので。

(酒井委員長)そうですね。老健はドクターがいなきゃいけないんだから。

(安岡委員) 貴重なお話ありがとうございます。

(酒井委員長) ついでだからちょっと聞きますけれども、今回、東京都が居住支援手当、これはもう事業者さんは、パートさん入れて全部該当するわけですが、もう手続とかそれぞれやっつけていらっしゃるんですか。

(佐野委員) いい機会だったので手続的にはもうかなり進めて入っています。

(酒井委員長) 処遇改善加算だと、該当する職員としない方といるじゃないですか。今回の居住支援手当は全職員オッケーですもんね。たしか10時間以上? 20時間以上か。

(介護保険係主任) 20時間以上です。

(酒井委員長) 20時間以上のパートさんもオッケーだし、経験年数が浅いほどお手当が高いという、東京都はね。

(加藤委員) 経験というか入職。入職して5年。

(酒井委員長) 5年未満の方は2万円。

(加藤委員) 再就職したらそこで5年ですか。

(榎本委員) そうです。別の法人に行ったら、そこでまたという形、5年間は。

(加藤委員) 5年間は加算がつくって行って2万円。

(酒井委員長) 全て障害の、介護保険もそうだし、みんなそうなので、すごい金がかかると思いますよ。

(加藤委員) 私は障害のほうなんですけれども、20時間を超えている月と、超えない月とかが出てくるときがあるじゃないか、非常勤さん。その辺の質問を一生懸命しましたら、契約で20時間過ぎている契約をしていたら満たない月があっても支払ってもいいですというやつと、契約では20時間満たないんだけど、忙しかったり、誰かに入ってもらって20時間過ぎたときは実績で払ってもいいですと。すごくアバウトで分かりにくかった。

あと、収入制限をしている方たちが、それがつくために年末に調整でお休みをされるというのが。

(酒井委員長) 103万円の壁。

(加藤委員) 結構24万って大きいじゃないですか。130万を越えるのでさえも調整が入っていたのに、プラス24万の調整が入ったら、年度末にど

うすればいいんだみたいな。年末ですから。

(酒井委員長) そういう方は結構多いかもしれませんね。

(加藤委員) やっぱり非常勤の方は、そういう扶養の範囲内という方が多くて、調整に苦慮しています。

(酒井委員長) そういう問題が出てきますね。

(加藤委員) そういう調整する方のために一次的に入っていただく人って、季節労働者じゃないから

(酒井委員長) そうすると、年末にわざわざ職員さん一斉に、パート職員さん休みますとかって、調整でね、そういうことが起きかねないですよ。

(加藤委員) もう今からストレスに思っています。

(酒井委員長) ただ、あのお金、いつの時点で支払うかというのがありますよね。私もちょっと関わっているんで、一時金的な支払いにしようか、秋ぐらいから毎月に上乘せしようかというところではまだ決めてないんですけど。

(加藤委員) 今、申請をすると4月にさかのぼっていただくので、それで9月ぐらいに一時金として払って、その次の月からは毎月支給されるという形になるらしいです。でも、アバウトに申請していても調整があるので、払わなかったときは戻せばいいしというものらしいですけど。

(酒井委員長) 非常に緩いんですよ。国の制度だったらちょっと考えにくいような、東京都独自の、東京都だからできるという、ほかの都道府県だとなかなかそれだけの財源、自前の財源だから、あれをやることによって、国にも運用を促すという意味が、小池知事のことがあったのかもしれないし、選挙もあったからああいうのをやったのかも、多少、何%かはそういう意図もあったかもしれませんけど。

(榎本委員) でも、ありがたいのはありがたいですね。

(酒井委員長) そうですね。

ほかには、そういう意味では話題は、よろしいですか。

それでは、これで終わっていきたいと思います。どうもありがとうございます。

閉 会 午前10時37分